

下水道供用開始区域が広がりました

4月1日から新たに次の区域で下水道が使用できるようになりました。該当する区域にお住まいの方は、下水道事業の利益を受けるようになるため、その整備費の一部を受益者負担金として納めていただきます。 **ID 1004324**
☎ 下水道課 (☎62-1029)



東境町(焼田の一部、若松の一部、大池の一部)



高須町(懸貝の一部、菅山の一部)



野田町(新田の一部)



小垣江町(上沢渡の一部)



小垣江町(小道の一部)

◆下水道の役割 ID 1004322

生活環境の改善

汚水を排除し、ハエ・蚊・悪臭の発生源をなくします。また、くみ取り便所が水洗化されることにより衛生的な生活ができます。

公共用水域の水質保全

汚水を終末処理場に集め、きれいな水にして、逢妻川と猿渡川の合流点から衣浦港へ放流し、自然環境を保ちます。

浸水の防除

川や水路と同じように、雨水を速やかに排除し、浸水の被害から私たちの生活を守ります。

◆下水道への接続のお願い ID 1004327

下水道整備の目的を達成するには、下水道を利用可能な地区の皆さんの協力が必要です。未接続の方は早急に接続をお願いします。下水道への接続工事は、刈谷市排水設備工事指定工事店へ直接申し込んでください。工事店が見積りや市への申請手続などを行います。

◆下水道使用料について ID 1004335

下水道への接続が完了すると下水道使用料を納めていただきます。これは、生活排水やし尿などを処理するための下水道施設の維持管理費用などに充てるためのものです。

下水道に関する補助制度について

◆水洗便所改造資金の融資あっせん制度 ID 1004347

対 下水道供用開始の日から3年以内に改造工事を行う人

融資あっせん額 原則500,000円以内

※市が指定する金融機関の市内支店で受けていただき、利子は市が負担します。排水設備工事の申請と同時に申込手続きをしてください。

※契約時に同行できる連帯保証人が1人必要です。

※金融機関の審査があり、融資を受けられない場合もあります。

◆水洗便所設置費補助制度 ID 1004345

対 下水道供用開始の日から3年以内に対象工事を実施し、検査に合格した人、新たに家を建てる人

補助額 20,000円

◆雨水貯留浸透施設設置事業補助制度

下水道への接続に伴い、不用となる浄化槽およびくみ取り便所の便槽を雨水貯留施設に転用する工事費の一部を補助します。

※下水道への接続工事の申請にあわせて申込手続きをしてください。

☎ ▶浄化槽からの転用…下水道課 (☎62-1029) **ID 1004346**

▶雨水貯留全般…雨水対策課 (☎62-1066) **ID 1004732**

上水道・下水道調査にご注意

市では、販売や宅内工事を目的とした調査や委託は行っていません。浄水器の販売や管の調査を装った訪問などにご注意ください。

ID 1004356

☎ ▶上水道…水道課 (☎62-1028)

▶下水道…下水道課 (☎62-1029)

井戸使用の変更について

井戸のみまたは水道と井戸を併用して下水道を使用している人で、井戸を廃止した人または使用人数が変更になった人は届出をしてください。

ID 1006898

☎ 下水道課 (☎62-1029)